

(公 印 省 略)

高齢第 3 1 2 2 - 2 号
平成 2 5 年 3 月 1 5 日

各 養 護 老 人 ホ ー ム 管 理 者
各 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 管 理 者
各 軽 費 老 人 ホ ー ム 管 理 者
各 介 護 保 健 施 設 管 理 者
各 指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所 管 理 者
各 指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所 管 理 者

様

大分県福祉保健部高齢者福祉課長

老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の制定
について (通知)

上記については、平成 2 5 年 3 月 1 5 日付け高齢第 3 1 2 2 号福祉保健部長通知により
で通知したところですが、基準条例等の施行にあたっての留意事項は次のとおりですので、
御了知いただきますようお願いいたします。

1 非常災害対策

- (1) 非常災害対策計画は、災害の態様ごとに策定する必要があるが、各施設及び事業所
が設置されている地域等の実情に応じて、必要な計画について策定するものであるこ
と。
- (2) 基準条例等の施行後、早期に検討を行い、必要な計画について整備する必要がある
こと。

2 記録の整備

- (1) 「苦情の内容等の記録」の保存期間の起点 (完結の日) は、当該苦情を受け対処し
た日であること (実務的な取扱いとしては、当該記録を整備した日を起点とすること
で差し支えない。)
- (2) 「事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録」の保存期間の起点 (完
結の日) は、当該事故に際して処置を採った日であること (実務的な取扱いとしては、
当該記録を整備した日を起点とすること) で差し支えない。)

3 人権擁護、虐待防止等のための責任者の設置

- (1) 人権擁護、虐待防止等のための専従の責任者の配置を義務付けるものではなく、分
掌上明確にすれば足りるものであること。
- (2) 基準条例等の施行後、早期に責任者を決定すること。

4 運営規程における「苦情処理に関する事項」及び「虐待防止に関する事項」の追加

- (1) 規定する事項については、各施設及び事業所の実情に応じた、具体的なものとする
こと。
- (2) 基準条例等の施行後、早期に運営規程の検討を行い、整備する必要があること。また、運営規程を改正した場合は、変更届を提出する必要があること。

5 暴力団関係者の排除

- (1) 施設・事業所の指定又は指定更新の際に、役員等から誓約書を提出する必要がある
こと。
- (2) 代表者については、指定（更新）申請書類提出時、県において、大分県警察本部に
照会し、確認する予定であること。